

第12回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(9人)

1番 巻坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 3番 齋藤 祐一
5. 農業委員会事務局員 館石修事務局長 佐藤智昭局長補佐 大谷部良明専門員
下條洋平主事 桐生竜也主事 鈴木慎主事補
6. 議事日程
 - 日程第 1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 報告第29号 非農地証明交付申請の報告について
 - 日程第 4 報告第30号 農地法第18条の規定による届出について
 - 日程第 5 報告第31号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第 6 議案第44号 利用状況調査に伴う農地・非農地判断について
 - 日程第 7 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第 8 議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第 9 議案第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(農地中間管理事業)

議 長

ようやく梅雨に入ったということで、平年より 11 日ですかね、遅い梅雨入りということで、今年ほど梅雨が待ち遠しかったというぐらい暑い日が続いたので、皆さんも大変だったんじゃないかと思います。さくらんぼ農家の方も県内の新聞等々を見ますと、相当な量で、登熟に収穫が間に合わないということで、廃棄せざるをえなかったさくらんぼが相当にあったということで、先ほどアグリメントなかの渡部さんの方にもお話をお聞きしましたがけれども、やっぱり同じように、廃棄せざるをえなかったということで、大変もったいない話だなと思って聞いておいたところであります。

国内に目を向けますと、東京都知事選挙、国会の中身で、国政選挙の衆議院選挙に向けての選挙活動、さらには、町内としては、町長選挙に向けてのいろいろな活動が進んでいるわけでありまして、よく県内出身の代議士の方とお話をしまして、与党の議員の方が手を挙げるのと、野党を選ぶという皆さんの考え方で、選挙は行われるわけでありまして、当たり前のお話ですけれども、人気とか、知名度だけで選ばずに、その人の本当の政策というものをよく考えながら、一票投じた方がいいなっていうのが感じる場所が多いところでもあります。皆さんもこれから選挙と相当ありますので、自分の信念に基づいて、その人の考えに共感した候補者に対して、ぜひ、1 票を入れていただければなど、選挙委員会ではないんですけども、お願いしたところでもあります。

農業委員会活動として、地域計画が各地区、それぞれに第 3 回目が各地区に分かれての活動を終わったわけですが、皆さんの反応はいかがだったでしょうか。いろいろ各地区によってその条件等々ありますので、なかなか難しいものとは思いますが、4 回目 5 回目以降は、ほぼ農業者主体の計画の策定ということになりますので、農業委員会推進の方はもちろんありますけれども、長い期間になりますけれども、どうか協力していただいて身のある地域計画が立てられますように、よろしく願いしながら挨拶といたします。それでは、ただいまより第 1 2 回総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立致します。これから議事に入ります。日程第 1「会議録署名人の指名について」運営内規第 8 条の規定により、5 番長岡賢市委員、6 番渡部晃子委員を指名致します。日程第 2「会期の決定について」をお諮り致します。会期は本日 1 日限りといたしますが、異議ありませんか。

委 員

異議なし

議 長

異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 2 9 号「非農地証明交付申請の報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

鈴木主事補

非農地証明願いの報告がありましたので、報告致します。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字丹後屋敷 527-2 はじめ 3 筆	
	地目地積	畑 3 筆で 366 m ²	
2 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字宮在家 1176-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 1 筆で 651 m ²	

1 番の事由について、位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。地目は 3 筆とも畑で 527-2 が 135 m²、914-1 が 161 m²、538-4 が 70 m²です。非農地となった時期および事由ですが、昭和 20 年頃、農地を貸したが、借りた人が建物を建築したためということでした。非農地証明事務取扱要領に基づき、5 月 27 日、長岡賢市委員、渡部晃子委員、安部会長の農業委員 3 名と事務局大谷部、鈴木で現地確認を行いました。

2 番の事由について、位置図、案内図を添付しておりますのでご覧ください。地目及び面積ですが、1176-1 は畑で 457 m²、3766-3 は田で 194 m²です。非農地となった時期および事由ですが、資料には平成 4 年頃に建物を建築したためとありますが、平成 28 年 7 月に農地転用例外の届け出により建物を建てたためです。非農地証明事務取扱要領に基づき、5 月 27 日、齋藤祐一委員、二瓶幸浩委員、安部会長の農業委員 3 名と事務局大谷部、鈴木で現地確認を行いました。以上、説明致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 30 号「農地法第 18 条の規定による報告について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第 18 条の規定による報告について報告致します

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字諏訪北 3236	
	地目地積	田 1 筆で 3,045 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字諏訪北 3236	
	地目地積	田 1 筆で 3,045 m ²	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字京ノ田 4037	

	地目地積	田 1 筆で 3,000 m ²	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字京ノ田 4037	
	地目地積	田 1 筆で 3,000 m ²	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字京ノ田 4039 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,492 m ²	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字下川原 2841-1	
	地目地積	田 1 筆で 4,347 m ²	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字下川原 2841-1	
	地目地積	田 1 筆で 4,347 m ²	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字丹後屋敷 527-2	
	地目地積	畑 1 筆で 135 m ²	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字丹後屋敷 914-1	
	地目地積	畑 1 筆で 161 m ²	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字中里 538-4	
	地目地積	畑 1 筆で 70 m ²	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字下野 71	
	地目地積	田 1 筆で 778 m ²	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字下野 71	

	地目地積	田 1 筆で 778 m ²	
1 3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字向小屋 21-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 5,885 m ²	
1 4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字窪田 65 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 2,279 m ²	
1 5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字万太屋敷 28-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 1,668.67 m ²	
1 6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字鍵掛 873-68 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 4,741 m ²	
1 7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字向小屋 7-1 はじめ 21 筆	
	地目地積	田 21 筆で 15,932.06 m ²	
1 8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字黒滝口 59-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 4 筆畑 1 筆で 4,939 m ²	

1 番、2 番は借り手が変更になるための解約になります。3 番、4 番は借り手が変更になるための解約になります。5 番の案件は、借り手が変更になるための解約になります。6 番、7 番は借り手が変更になるための解約になります。7 番、8 番、9 番は、先ほど非農地にありましたが、宅地として売却するための解約になります。11 番、12 番は平成 31 年 6 月に農地法第 5 条で転用の許可を得て転用したのですが、そのまま中間管理機構に貸した状態でしたので、解約になります。13 番から 18 番まで借り手が病気療養で、他の方に耕作してもらうための解約になります。以上、1 8 件、報告致します。

議 長

報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 報告第 3 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の

朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字丹後屋敷 527-2 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 3 筆で 21, 121 m ²	
2 番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	非相続人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字実相坊三 907-1 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 11 筆で 19, 870 m ²	

1 番は、相続によるもので、取得日は令和 6 年 2 月 15 日、あっせんの希望はありません。2 番は、相続によるもので、取得日は令和 6 年 2 月 8 日、あっせんの希望はありません。以上、2 件、報告致します。

議 長 報告でございますので、ご了承ください。続きまして、日程第 6 議案第 4 4 号「利用状況調査に伴う農地・非農地判断について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは、利用意向調査に伴う農地・非農地について説明させていただきます。令和 5 年の農地パトロールにおいて、利用状況調査を行った結果に基づき、農地所有者に確認して、非農地にしても構わないと確認を取れましたので、説明致します。

1 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字岩ノ鼻一 1738-6 はじめ 2 筆	
	地目地籍	田 2 筆で 105 m ²	

3 番は、2 月に 1 件だけ総会にかけまして、非農地判断していただきましたが、この分を合わせて、法務局の方にこの 3 件を、第 381 条申出書ということで、7 月に申請したいと思いますので、まとめて今回書かせていただいたところです。岩ノ鼻一につきましては、こちらの位置になります。この内容で法務局の方に提出したいと思いますので、よろしくご審議いただきたいと思います。なお 34 ページにつきましては、前回皆様からご承認いただいたものになります。以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 質疑に入ります。質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでした

ら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第7議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部専門員 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について説明させていただきます。使用貸借が1件になります。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
	譲受人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字上川原 1059 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 4 筆で 8,173 m ²	

以上1件につきまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たしており問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。それでは、私の方から説明したいと思ひます。1番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇は親子関係で使用貸借になります。更新ということで、今まで何ら問題なく耕作されておりますし、これからも営農継続は可能と思ひますので、ご審議のほどお願い申し上げます。これから質疑に入ります。事務局説明に関連して、質問、意見等ありましたらよろしくお願ひします。格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全員挙手で承認することに決定致しました。続きまして、日程第8議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

下條主事 それでは、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について説明させていただきます。

1番	譲渡人	〇〇〇	〇〇〇
----	-----	-----	-----

	〇〇〇	〇〇〇
議 受 人	〇〇〇	〇〇〇
申 請 地	手ノ子字中里七 780 はじめ 3 筆	
地目地積	田 2 筆畑 1 筆で 1,397 m ²	

申請地は、飯豊町役場から南へおよそ 4 km、手ノ子郵便局近くの位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。申請地については農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり第 2 種農地に区分と判断されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、申請人である〇〇〇が所有する資材置場を拡幅するものとなっております。許可後、会社と使用貸借契約を締結します。資材置場等事業計画書を添付しておりますが、申請地全面積を利用する計画にあります。工事着手は、許可後で、令和 6 年 8 月 31 日までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は土地取得費計 20 万円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認しております。取水・排水について取水はなし。汚水、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透であります。周辺の農業用排水路へ影響のないよう配慮をしております。土地改良区との関係性ですが、土地改良事業施工地ではありますが、既に事業から 8 年が経過しており、土地改良区の意見書を確認しています。被害防除計画について説明いたします。盛土造成後に土留めによる法面の保護を行います。近傍農地への影響については極力ないよう被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、6 月 20 日に地元農業委員の巻坂委員、推進委員の鈴木委員と現場確認を行っております。許可の基準ですが、第 2 種農地の転用は、第 3 種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上私から説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議 長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局説明に関連して、当該委員の現地調査、補足説明がありましたら、よろしくお願ひします。1 番巻坂藤博委員

巻坂委員 　鈴木明弘委員、下條主事と 3 人で現地調査をしたんですが、許可はいいと思いますが、この土地を所有していた〇〇〇という方がいたんですが、その方がお亡くなりになりまして、別の方が住んでいるんですが、その前に使用していた人から自由に使っているということで、現在、畑になっております。じゃがいも、麦を栽培しています。夫婦ではないんですが、同棲していて、彼女の方が、極度のアレルギー体質で、残土置き場で碎石等を置いているんですが、その被害で体調が悪くなったということで、折角移住してもらって、今年の秋まで待つて欲しいとなりました。それで、別のところを探して引っ越しをしたいということなので、そこを含めて検討して頂きたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局説明、当該委員の説明に対して、質問、意見等ありましたらよろしくお願いたします。9番二瓶幸浩委員

二瓶委員 説明頂きましたが、〇〇〇と、借りて頂いている方との話し合いはされているのでしょうか。

下條主事 こちらでは確認しておりません。以前、巻坂委員がおっしゃったとおり、残土が風に乗って被害があって、ブルーシートをかぶせる等の対応をした経緯もありますので、そういう事情があると〇〇〇でも把握していると思います。今回の農地転用に関しましては、この方と〇〇〇との話はないと思います。〇〇〇に確認を取っているところです。

議 長 格別ないようでしたら、賛成の挙手を求めます。

委 員 全員挙手なし

議 長 全員不賛成です。よって承認を否決することに決定しました。続きまして、日程第9議案第47号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理事業）」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

桐生主事 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理事業について説明いたします。利用権設定は8件であります。

1番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中野 265 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 10,845 m ²	
2番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下椿 3098	
	地目地積	田 1 筆で 445 m ²	
3番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中野 266	
	地目地積	田 1 筆で 311 m ²	

4 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字諏訪北 3236	
	地目地積	田 1 筆で 3,045 m ²	
5 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字京ノ田 4037-2	
	地目地積	田 1 筆で 3,000 m ²	
6 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字京ノ田 4039 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,492 m ²	
7 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字下川原 2839-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,000 m ²	
8 番	所有者	〇〇〇	〇〇〇
	耕作者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字下川原 2841-1	
	地目地積	田 1 筆で 4,347 m ²	

8 件、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。事務局説明に質疑、意見等ありましたらお願ひいたします。

議 長 格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 1 2 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前 10 時 15 分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年6月25日

議長 安部 教幸

署名委員 (5番) 長岡賢市

署名委員 (6番) 渡部 晃子